

福岡県公報

平成18年7月21日
第2560号

目 次

告 示 (第1373号—第1381号)

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 1
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 1
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 2
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) 2
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) 2
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 3
○土地改良区の定款の変更の認可	(農地計画課) 3
○県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課) 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) 4

公 告

○落札者等の公示	(警察本部会計課) 4
○落札者等の公示	(警察本部会計課) 5
○落札者等の公示	(警察本部会計課) 5

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第二課) 6
------------------	------------------------

正 誤

○屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない町村の指定 (平成	
--	--

18年7月福岡県告示第2556号) 中正誤 9

告 示

福岡県告示第1373号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年6月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人自立生活センターちくご

(2) 代表者の氏名

日高 恵美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑後市大字山ノ井778番地の2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、共に生きる地域社会の実現を目指し、障害者及び高齢者等に対して、自立生活と社会参加の支援に関する各種事業を行い、もって公共の福祉の増進と人権の擁護に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1374号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年6月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 ドナセナ
 - (2) 代表者の氏名
中島 理知子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市南4丁目119番1の202
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1375号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年6月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 ななみ会
 - (2) 代表者の氏名
榎野 美和子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福津市在自字柳ヶ宿1481番地6

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者等の要支援・要介護状態にある者に対して、住民相互の協力や関連機関等との連携を図りながら、その者の要望に即した生活支援に関する事業及び介護支援に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1376号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成18年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 処分を受けた事業者
 - (1) 名称
有限会社坂田建材工業
 - (2) 所在地
筑後市大字西牟田4084番地の3
 - (3) 代表者
代表取締役 北島 美智人
- 2 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 3 処分の年月日
平成18年7月6日
- 4 処分の理由
事業者の役員であった者が、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロの規定に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当して法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

福岡県告示第1377号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成18年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

山彦建設工業株式会社

(2) 所在地

北九州市小倉北区清水三丁目13番50号

(3) 代表者

代表取締役 山本 春彦

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成18年7月6日

4 処分の理由

事業者が、平成18年5月31日付けで、北九州市長から産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたため、法第14条第5項第2号イの規定に掲げる法第7条第5項第4号ニに該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

福岡県告示第1378号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域

経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年6月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 みいまちショッピングタウン

(2) 所在地 福岡県久留米市御井町字大銚場2233番 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サニー 代表取締役 中村 一夫 福岡県福岡市中央区平尾2丁目20-35 有限会社ビーエフュー 代表取締役 古川 鉄広 福岡県筑後市長浜2222 加藤 ニトリ 福岡県八女郡黒木町大字桑原62-7 高良 忠克 福岡県久留米市御井町509-2 堤 和信 福岡県久留米市御井町2022-1 山岡 吉継 福岡県久留米市御井町2595-8 市川 正巳 福岡県久留米市御井町515-11 井上 正昭 福岡県久留米市御井町505	株式会社サニー 代表取締役 中村 一夫 福岡県福岡市中央区平尾2丁目20-35 有限会社ビーエフュー 代表取締役 古川 鉄広 福岡県筑後市長浜2222 山岡 吉継 福岡県久留米市御井町2595-8 市川 正巳 福岡県久留米市御井町515-11 井上 正昭 福岡県久留米市御井町505 株式会社サンルイ 取締役社長 萩尾 広 福岡県久留米市日吉町16-23

福岡県告示第1379号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
畠土地改良区	
鹿毛馬土地改良区	
佐与土地改良区	
八女南部土地改良区	18・7・10

福岡県告示第1380号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営新星野地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し		
県営新星野地区土地改良（農道整備）事業計画書の写し		
県営新星野地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し		
県営新星野地区土地改良（農用地造成）事業計画書の写し		
県営新星野地区土地改良（農用地保全）事業計画書の写し		
	平成18年7月21日から 平成18年8月18日まで	星野村役場

福岡県告示第1381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成18年7月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	岡垣線 遠賀	遠賀郡遠賀町大字今古賀509番5先から 同郡同町大字今古賀508番4先まで

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 契約に係る特定役務の名称

運転者管理システム用端末機器賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成18年6月8日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

N E C リース株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

173,880,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

地方自治法施行令第167条の2 第1項第8号該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 落札に係る特定役務の名称

公用パーソナルコンピュータ等賃貸借（5,331台）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成18年6月1日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

N E C リース株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

607,005,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成18年4月21日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 契約に係る物品の名称及び数量

保管場所標章 464,000枚

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成18年6月13日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

凸版印刷株式会社

(2) 住所

東京都台東区台東1丁目5番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

39,234,216円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1（b）に該当

監査委員

監査公表第5号

商工部出先機関の福岡商工事務所等10か所について実施した定期監査結果の報告（平成18年3月28日付17監二第926号）に基づき、措置を講じた旨の通知があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年7月21日

福岡県監査委員	福 本 義 雄
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	後 藤 元 秀

18経金第149号
平成18年4月25日

福岡県監査委員 福 本 義 雄 殿
同 進 谷 康 助 殿
同 藤 嶋 峰 二 殿
同 富 田 徳 二 殿

福岡県知事 麻 生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成18年3月28日付17監ニ第926号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡商工事務所	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の収入未済額が、263,397,292円と多額である。	<p>小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の過年度分の収入未済額が多額であることにつきましては、平成17年度から債権回収会社に業務委託を行い、収入未済の解消に向けた取り組みを強化しております。この結果、事業を継続している貸付先のうち1件について、債権回収会社による貸付先の経営状況分析を踏まえた交渉により、回収額が増額になっております。</p> <p>また、民事再生中の1件については、債権回収会社の督促により、連帯保証人から回収額が増額になっております。</p> <p>このように、債権回収会社への業務委託の成果が徐々に始めており、引き続き回収強化に努めています。</p>
北九州商工事務所	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の収入未済額が、2,161,707,146円と多額である。	<p>小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の過年度分の収入未済額が多額であることにつきましては、平成17年度から債権回収会社に業務委託を行い、収入未済の解消に向けた取り組みを強化しております。この結果、事業を継続している貸付先のうち2件について、債権回収会社による貸付先の経営状況分析を踏まえた交渉及び督促により、回収額が増額になっております。</p> <p>また、民事再生中の1件については、債</p>

債権回収会社の督促により、連帶保証人から
の回収額が増額になっております。
さらに、事業を休廃止している貸付先の
うち4件について、競売申立てを行っており
、回収額の増額に努めています。

なお、事業を休廃止している貸付先につ
いては、債権回収会社と連携し、連帶保証
人の資力調査等を進めており、調査の結果
、回収が不能と判断されるものについては
、徴収停止など債権の整理を検討して参り
ます。

このように、債権回収会社への業務委託
の成果が徐々に始めており、今後とも、
回収強化に努めています。

飯塚商工事務所	小規模企業者等設備導入資金貸付金 償還金の収入未済額が、1,118,765,706 円と多額である。
---------	--

小規模企業者等設備導入資金貸付金償還
金の過年度分の収入未済額が多額であるこ
とにつきましては、平成17年度から債権回
収会社に業務委託を行い、収入未済の解消
に向けた取り組みを強化しております。

この結果、事業を休廃止している貸付先
のうち1件について、債権回収会社と連携
し、連帶保証人の所在調査、資力調査を進
めるとともに、債権の消滅時効に係る中断
措置を講じております。

なお、事業を休廃止している貸付先につ
いては、債権回収会社と連携し、連帶保証
人の資力調査等を進めており、調査の結果
、回収が不能と判断されるものについては
、徴収停止など債権の整理を検討して参り
ます。

このように、債権回収会社への業務委託
の成果が徐々に始めており、今後とも、
回収強化に努めています。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
18・7・10	2556	告示	1310	1	○		後ろから4		同条例第30条	同条第30条

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一
号 チュエック株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)